

事業者各位

(公社)建設荷役車両安全技術協会 福岡県支部

11月は、建設荷役車両特定自主検査 強調月間です。フォークリフトやパワ ーショベル等の検査はお済みでしょうか?

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も11月1日から11月30日までの1カ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」として、(公社)建設荷役車両安全技術協会「略称：建荷協」福岡県支部におきましては、

“安全を心にこめて 特自検”

をスローガンに、特定自主検査の普及・促進・定着を図るための各種運動が、全国一斉に展開されます。

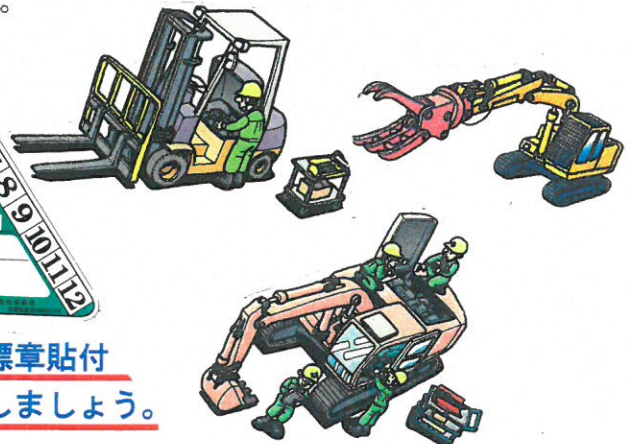
福岡県支部におきましては、平成28年に福岡労働局管内で車両系荷役運搬機械・建設機械等に関連する労働災害(死亡)が2件発生しております。特に、平成28年に発生した死亡災害30件に占める車両系荷役運搬機械等の構成比は6.2%となります。これらのことから当パトロールを重要と考え、本期間中に福岡労働局の指導のもと、建設荷役車両等を使用する事業所の特定自主検査の実施状況等につきまして安全パトロールを実施致します。

労働安全衛生法により『特定自主検査』が義務付けられている建設荷役車両等の機種は別添の『リーフレット』に記載されている機械です。これらの機械は、使用条件や、稼働時間(経過年数)とともに、劣化、磨耗、緩み等が生じて、いつかは必ず性能低下や機能不良を招き、重大な災害を引き起こすことになります。

労働災害未然防止のために事業者の責務として、機械の定期点検(特定自主検査)を実施し、異常個所の早期発見等に努め労働災害防止を図って下さい。



この機会に検査済標章貼付
の有無をチェックしましょう。



なお、車両系建設機械等を使用する事業者は、労働安全衛生法第45条により1年以内に1回、有資格者(特定自主検査事業内検査者又は、特定自主検査登録検査者)による検査を実施することが義務づけられています。【※法改正により平成25年7月1日よりコンクリート解体機(鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機)が新たに対象となりました。】

特定自主検査に関して、お尋ね等がありましたら、(公社)建荷協福岡県支部事務局(TEL092-474-2246)又は、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。